|  |
| --- |
| **大阪府から事業主（給与支払者）の皆様へのお知らせ** |

**◆平成30年度から個人住民税の特別徴収を徹底します**

日頃から本府税務行政の推進に格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

近畿府県では「個人住民税の特別徴収推進に関する近畿府県共同アピール」を採択し、連携して特別徴収を推進しています。

大阪府、京都府、兵庫県及び和歌山県では、平成30年度から、原則として、すべての事業主の皆様を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収（給与支払者である事業主が従業員等の給与から差し引きして納税すること）を徹底します。ご理解とご協力をお願いします。詳しくは、大阪府・各市町村のホームページをご覧ください。

検索

大阪府　 特別徴収

＜大阪府ホームページ＞

（<http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/juminzei_tokucho.html>）

【問合せ】

<特別徴収推進の取組みに関すること>

大阪府　徴税対策課事業税グループ　06-6210-9123

<特別徴収の具体的な手続きに関すること>

従業員がお住いの市町村の個人住民税担当課